

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月十二日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき

事項の種類 東京都市計画土地区画整理事業

羽田空港跡地地区土地区画整理事業

当該事項を定める土地の区域

東京都大田区羽田空港一丁目及び二丁目各地内

二 縦覧場所 大田区空港まちづくり課（大田区役所本庁舎7階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都大田区蒲田五丁目十三番十四号

大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき

事項の種類 東京都市計画道路区画街路大田区画街路第4・5・6号線

当該事項を定める土地の区域（変更する部分）

東京都大田区羽田空港一丁目及び二丁目各地内

二 縦覧場所 大田区空港まちづくり課（大田区役所本庁舎7階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都大田区蒲田五丁目十三番十四号

大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき

事項の種類 東京都市計画公園第3・3・124号羽田空港公園

当該事項を定める土地の区域（変更する部分）

東京都大田区羽田空港一丁目及び二丁目各地内

二 縦覧場所 大田区空港まちづくり課（大田区役所本庁舎7階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 東京都大田区蒲田五丁目十三番十四号

大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課